



大 監 発 第 3 7 号

平成31年2月18日

東大和市長 尾崎 保夫 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 床鍋 義博

平成30年度財政援助団体等監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告を提出します。

なお、この監査結果報告に基づき、又はこの監査結果報告を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

## 平成30年度財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 財政援助団体 東大和市社会福祉協議会  
所管部署 福祉部 福祉推進課・高齢介護課  
子育て支援部 子育て支援課  
市民部 地域振興課
- 3 監査の範囲 平成29年度に交付した補助金等に係る出納及び事務の執行状況
- 4 監査の期間 平成30年9月28日（金）から平成31年1月28日（月）
- 5 監査の方法 補助金が補助目的に従って使用され、十分な効果を上げているか、関係書類を試査、精査するとともに、団体責任者等へ説明聴取を実施する。  
また、補助金交付に関する事務について、交付手続き等が適正に行われているか、関係書類を試査、精査するとともに、関係職員へ説明聴取を実施する。

### 6 監査の着眼点

#### 所管部署

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 財政援助団体等への指導監督は適切に行われているか。

#### 財政援助団体等

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 出納関係帳票の整備、記帳は適切及び適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。
- (8) 精算に伴う返還金の返還時期は適正か。

## 7 財政援助団体等の概要

### (1) 職員等の内訳

#### 東大和市社会福祉協議会

会長1名、副会長2名、理事11名、評議員28名、監事2名  
事務局長1名、事務局次長1名、係長3名、係員9名  
嘱託職員12名、臨時職員13名  
生活支援員10名、登録ヘルパー25名

### (2) 事業概要

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡及び助成
- ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 生活福祉資金等の貸付
- ⑧ 老人居宅介護等事業（東大和社協ホームヘルパーステーション）の経営
- ⑨ 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・同行援護 東大和社協ホームヘルパーステーション）の経営
- ⑩ 福祉サービス利用援助事業
- ⑪ 相談支援事業（東大和市精神障害者地域生活支援センター）の経営
- ⑫ 一般相談支援事業の経営
- ⑬ 特定相談支援事業の経営
- ⑭ 地域活動センター（東大和市精神障害者地域生活支援センター）の経営
- ⑮ 福祉なんでも相談事業
- ⑯ その他この法人の目的達成のため必要な事業

## 8 補助金等の概要（平成29年度確定額）

### (1) 福祉推進課所管分

- ① 人件費補助金 40,684,607円
- ② ふれあいのまちづくり事業費補助金 7,903,670円

- ③ 福祉祭補助金 464,000円
- ④ 地域福祉権利擁護事業費補助金 2,638,657円

(2) 高齢介護課所管分

- ① さわやかサービス事業費補助金 3,145,193円

(3) 子育て支援課所管分

- ① さわやかサービス事業費補助金 1,560,368円

(4) 地域振興課所管分

- ① ボランティア・市民活動センター運営費補助金 6,015,498円

## 9 監査結果

財政援助団体等の監査を実施した結果、補助金等に係る出納及び事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務の執行等について、以下に意見として要望する。

### 1 ボランティア活動について

ボランティア活動者は、これまでは、社会福祉協議会にボランティア登録を行い、各施設等でボランティア活動を行っていたが、現在は、ボランティアを必要とする各施設等が直接ボランティアを受け入れるような体制になっているとのことである。

これにより、市内でボランティア活動を行っている具体的な人数については、把握することが困難であるとのことであった。

このようなことから、近隣市の社会福祉協議会の状況を確認したところ、他市においても、本市社会福祉協議会と同様に「ボランティア・市民活動センター」等を経由せずにボランティア活動が行われていることを確認した。

しかし、ボランティア活動中の怪我や不慮の事故等に適切に対応を行うためにも、個人ボランティア登録制度の周知や拡大に向けた取り組みは重要なものであると認識している。

については、「第4次東大和地域福祉活動計画」の中で、「地域・ボランティア事業の取組」として掲げられている、相談機能の強化、広報、活動機会の充実、啓発等の推進を図るとと

もに、自然災害に備えた災害ボランティア等、多様な市民のボランティア活動への参加促進及び啓発に一層努められることを要望する。(社会福祉協議会)

## 2 市との情報共有等について

社会福祉協議会では、平成30年度から経営改善のための状況報告や社会福祉協議会が行う事業、次年度予算等について、連絡・調整や情報共有を図るため、市の所管部署である福祉推進課と事務連絡会を行ってきたところである。

社会福祉法では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」であると規定されている。その業務としては、地域社会福祉事業の企画及び実施、また、社会福祉活動への住民参加の援助、社会福祉に関する調査、普及などの事業を行うこととされている。

また、地域の様々な福祉課題に総合的に取り組み、地域福祉の推進にあたり中心的な役割を担っているものでもある。

事業を実施するにあたっては、関係団体との連携や協働を図りながら、地域福祉を推進するコーディネーターとしての役割を果たしていくことが重要である。

少子高齢化社会が進展する中で、市民が抱える多様で複合的な地域での生活課題について、現状把握に努めるとともに、今後も、地域福祉を推進するための両輪として、本事務連絡会や様々な機会を捉え、行政との緊密な連携を図り、種々の課題解決に向けた取り組みをさらに推進されることを要望する。(社会福祉協議会・福祉推進課)